

家庭用管理医療機器とは

- 専ら家庭において使用されるもので厚生労働大臣が指定するものをいいます
(施行規則第 175 条第 1 項・平成 18 年厚労省告示第 68 号)
- 具体的には次の表に該当する管理医療機器のことです

義歯床安定用糊剤
粘着型義歯床安定用糊剤
密着型義歯床安定用糊剤
家庭用電気マッサージ器
家庭用エアマッサージ器
家庭用吸引マッサージ器
針付バイブレータ
家庭用温熱式指圧代用器
家庭用ローラー式指圧代用器
家庭用エア式指圧代用器
家庭用超音波気泡浴装置
家庭用気泡浴装置
家庭用過流浴装置
家庭用水中マッサージ療法向け浴槽
家庭用電気磁気治療器
家庭用永久磁石磁気治療器
温灸器
家庭用超音波吸入器
家庭用電動式吸入器
家庭用電熱式吸入器
貯槽式電解水生成器
連続式電解水生成器
家庭用創傷パッド
家庭向け鍼用器具
腫洗浄器
避妊用マイクロコンドーム
家庭用マッサージ器用プログラム
針付バイブレータ用プログラム
家庭用心電計プログラム
家庭用心拍数モニタプログラム
家庭用眼瞼用温熱パック